

# ☆教育訓練給付制度のご案内☆

受講料の**20%**が支給されます！！

どんな制度??

厚生労働大臣が指定した、資格取得のための講座を受講し修了した場合、支払った受講料の一部を支給する雇用保険の給付制度です。



どんな人が利用できる??

1. 雇用保険を3年以上かけている方  
(初めて支給を受ける方は1年以上でも可)
2. 前回の教育訓練給付金の受給から3年以上経過している方
3. 離職して1年以内の方(1.の条件を満たす方)



どの講座に使える??

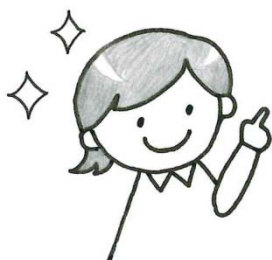
当スクールの対象講座 : 実務者研修  
福祉用具専門相談員  
ケアマネ・介護福祉士



手続きはどうする??

受講時に必要となる書類(個人票)に受給の有無の表記がありますので、有に○をして下さい。

受講修了時に必要な書類をお渡ししますので、1ヶ月以内にハローワークで手続きをして下さい。



要件を満たされている方は  
**ぜひ ご利用ください!!**